

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
0530040	法務局が行っている法人登記事務の一部を市窓口でも可能にする規制緩和	商業登記法第1条の3、第4条、第7条	すべての法人登記に関する事務は、登記官により取り扱われており、オンラインによる登記の申請及び登記事項証明書等の交付請求も可能となっている。	C	I	商業登記法上、登記の事務については登記官が行う必要があるため。	<p>登記事務について、現行で登記官が行うこととしている趣旨及び登記官以外の者が行うことができない理由について示された。</p> <p>また、地方公共団体の窓口へ申請のあった証明書発行の可否判断を、オンライン上で登記官が行い、電子公印等の手段を用いることにより、提案が実現できないか、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答された。</p>	<p>・登記事項証明書等の交付請求はオンラインによって可能となっているが、即座に証明書を受け取ることができない。当市の提案内容は、法人印鑑登録証明書や登記記載事項証明など、金沢地方法務局七尾支局へ足を運ばなくても、指定された請求用紙を使用して、申請書を市役所からファクシミリで法務局七尾支局へ送り、登記官が発行した証明書(電子公印押印)をまた市役所までファクシミリで返信し、プリンターで打ち出して申請者に交付するものである。待ち時間も少なく、住民の利便性向上になる。この方法では市職員は交付請求書を取り次ぎ、証明書を引き渡すのみで、登記事務は登記官が行うことにより変わる。</p> <p>申請者→市役所→金沢地方法務局七尾支局→市役所(法人)申請 ファクシミリで申請 電子公印押印発行 プリンタ打出 → 申請者へ交付</p>		C	I	<p>登記は、会社等に関する重要事項について公簿に記載し、公証する公権力の行使として厳正、公正、中立に、かつ、全国一律の基準に従って行われなければならない。このような登記事務の処理能力は、民法、商法等の民事基本法や登記法その他必要な法令について研修を受け、日々の業務において研鑽を積むことによって培われるものであることなどの理由から、登記事務は登記所職員が取り扱うこととされているものである。</p> <p>「証明書の交付についても、証明書の内容によっては、それを発行することができないものもあり(会社の代表者の代表権に制限がある場合には、当然に代表者事項証明書を発行することはできない)、その発行の可否等を登記官が審査を行っていることから、証明書それ自体を登記所職員が確認せずに交付することはできない。</p> <p>また、登記所と市役所との間をファクシミリをもって情報のやり取りをすることについては、セキュリティ上データの改ざん、盗み見等の問題が容易に想起されることから、その実現は困難である。</p>	<p>住民の利便性向上のため、市町村の窓口で証明書の交付ができるような仕組みについて貴省との考え方を示された。具体的な取組みがあれば併せて示されたい。</p> <p>また、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答された。</p> <p>加えて、検討する際の申請書受信専用機を設置し、一旦データの設定をすれば誤送信は防止できる。誤送信を防止できればファクシミリ利用は安全な手段と考えているが「ファクシミリ利用によってデータの改ざんや盗み見が容易に想起できる」とは具体的にどの危険を指して言われるのか伺いたい。</p>	<p>法人登記事務の一部である登記証明書等の発行である。</p> <p>(法務省回答) ①証明書の発行内容によっては、それをできないものがある。 (市意見) 発行可能、不可の判断は、申請書をファクシミリで送信した時点で登記所職員が確認のうえ、不可の場合市窓口へ電話連絡願えば良いのではないかと。(法務省回答) ②申請書のファクシミリの送信におけるセキュリティ上の改ざん、盗み見等について(市意見) 現在、本市では2箇所の郵便局で納税証明書・住民票・印鑑登録証明書の発行について、ファクシミリ専用回線で申請書を受信、そして発行は郵便局に設置したプリンターで打ち出しており、危険されるような事実は一度も生じていない。申請書受信専用機を設置し、一旦データの設定をすれば誤送信は防止できる。誤送信を防止できればファクシミリ利用は安全な手段と考えているが「ファクシミリ利用によってデータの改ざんや盗み見が容易に想起できる」とは具体的にどの危険を指して言われるのか伺いたい。</p>	C	I	<p>1 登記情報システムに記録された登記情報を基に作成される登記事項証明書の証明主体はあくまで登記所の登記官であり、市町村においては証明書の交付(及び請求書・登記印紙の收受・管理)という事実行為を行うという整理をすることができれば、制度上は検討可能である。</p> <p>2 ただし、羽咋市の提案は、申請書を市役所窓口で受け付けて、その内容をファクシミリで登記所に送信し、証明書作成のための操作は登記所で行った上で、市役所に備え付けられたファクシミリから証明書を出し、交付するというものであるが、これについては次のような問題があり、提案の内容をそのまま実現することは困難である。</p> <p>① 印鑑証明書の交付請求に当たっては、法人の代表者が保有する印鑑カードを提示させ、その磁気情報を読み取って印鑑カードの内容を確認する必要があるが、そのためには、窓口で登記情報システムの端末が必要である。</p> <p>② 市役所のファクシミリから直接登記事項証明書を出力することは、現在の登記情報システムでは不可能であり、新たなシステム開発が必要である。</p> <p>3 ところで、本年6月27日に、登記所適正配置の実施により、松山地方法務局新居浜出張所を同地方法務局西条支局に統合すると併せて、愛媛県新居浜市役所に登記情報システムの端末を設置して登記事項証明書を発行する事務について試行を開始したところである。これは、廃止された登記所が設置されていた市町村の市役所等の一部を借り受けた上で、法務局がタッチパネル式の証明書発行請求機、サーバー、プリンター等を設置するとともに、職員を配置して、登記事項証明書等を交付するサービスであり、現在、証明書発行請求機等の運用コストの面、利用の状況等について、把握に努めているところである。</p> <p>4 しかしながら、この証明書発行請求機等による証明書の交付事務は、相当数の利用件数が見込まれる場合でなければ、実施することが困難である。すなわち、証明書の交付請求については、郵送やオンラインによる方法も可能であるのに、登記所の適正配置計画に基づいて統合を実施したような登記所の利用が少なかった地域に証明書発行請求機等を設置することは、現時の財政事情や予算の効率的な執行の観点から、問題がある。</p> <p>しかも、登記事務は、受益者負担の考え方に基づいて、登記特別会計法に基づく登記特別会計によって運営されており、登記所の外に証明書発行請求機等を設置して運用する場合には、その費用に見合うだけの利用件数(手数料収入)が見込まれるのであれば手数料負担者の公平に反することになってしまう。</p> <p>このように、証明書発行請求機等を利用した証明書の交付事務の展開については、一定の基準を設けて行う必要があるが、3で述べたとおり、試行の状況を把握して分析を行うのはこれからであり、現時点では、提案のあった自治体の市役所等において交付事務の取扱いを実現することができるかどうかはお答えすることが困難である。</p> <p>今後、少なくとも1年程度の運用状況を把握・分析し、それを踏まえた交付事務に必要な機器の性能の更なる改善等の開発・調達のコストなども勘案した上で、検討したいと考えている。</p>	1003	10031010	法務局で行っている法人の登記証明書発行事務を市役所窓口でも行えるようにする。	具体的には、郵便局の窓口で市の証明書発行事務を行っているのと同様の遠隔発行の方法が考えられる。羽咋市が法務局七尾支局と委託契約を交わし、オンラインを利用し羽咋市にプリンターを置き、法人の印鑑登録証明書などを市窓口で遠隔発行できるようにする。	石川県羽咋市	(仮)法人印鑑登録証明書等発行特区

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
0530050	不動産登記等証明書の交付事務の拡大	不動産登記法第6条第1項、第11条第1項、第119条第1項、不動産登記規則第31条、第197条第1項、商業登記法第1条の3、第4条、第7条、商業登記規則第29条、第30条第3項	全ての不動産登記等に関する事務は、登記官により取り扱われており、オンラインによる登記に申請及び登記事項証明書等の交付も可能となっている。	C	I	不動産登記法等上、登記の事務については登記官が行う必要があるため。	<p>証明書の交付事務については、現行登記官が行うこととしている趣旨及び登記官以外の者が行うことができない理由について示されたい。</p> <p>また、「市町村長の職印を押印し証明書として交付することとした場合、何が問題となるのか示されたい。</p> <p>加えて、右の提案主体の意見に「現状では証明書の請求は可能だが、証明書の交付はオンラインで出来ない」とあるが、これについて事実関係を明らかにするとともに、再度検討し回答されたい。</p>	<p>貴省の回答によれば、「登記の事務については登記官が行う必要があるため」となっているが、当方の提案は法務局の視察会により、地域住民や企業等が不便を生じられていない中で、各町も行政改革等で大変厳しい状況にはあるが、地域住民や企業などがよく利用する証明書(徴収で交付される証明書を除く)に町に2週間以上もかけて取りに行く(不便)を、法務局と町が連携を図りながら、登記官の他に指定された町長も証明書を交付出来るようにすることで、これらの不便を少しでも解消したいのが目的である。従って、登記事務等は法務局が従前のとおり行い、証明書の交付に当たっては町も補完的に窓口事務として連携を図りながら登録等が盛況であれば、その場で交付することと提案しており、これらの意見を踏まえて具体的に回答されたい。</p> <p>また、貴省ではオンラインによる証明書の請求も可能としているが、交付請求はパソコンを持っていることやインターネットを利用できることが前提であり、なおかつ当方の調べでは法人登記の証明書と法人の印鑑証明書は合わせて利用することが多く、現実的に中小企業等に置き取りして町での現状分析にもあるように、利用しにくい制度と解釈しているが、このことよって当地域の利便性がどの程度向上するのかお示し願いたい。</p> <p>更に、貴省では制度の現状説明について、オンラインによる登記の請求及び登記事項証明書等の交付も可能としているが、現状では証明書の請求は可能だが、証明書の交付はオンラインで出来ないため、郵送になると理解しているが事実を確認させていただきたい。</p>		C	I	<p>1 登記事項証明書(以下「証明書」という。)の作成・交付に当たっては、登記されている権利の内容を判断し適正な証明書を作成しなければならないが、不動産登記法を始め関連法令を熟知している必要がある。このような能力を身に付けるためには、「不動産登記制度」は他に類似する制度がないため、単なる法令等の学習だけでは得られず、相応の登記業務の経験が必要となる。</p> <p>2 証明書については、不動産登記法に基づき、登記官がその責任において作成・交付(証明)することによって、信頼が得られ、各種経済活動に利用されており、登記官による証明書の認証には重要な意味・責任がある。市町村長は登記制度に携わる者ではなく、また、交付された証明書は当該地域に限って利用されるものではないため、市町村長が証明した証明書が交付された場合には、その信用性について混乱が生じるおそれがあり、ひいては登記制度そのものの信頼性が損なわれるおそれがある。</p> <p>3 「オンラインによる登記事項証明書等の交付」とは、提案者の御理解のとおり、証明書の交付をオンラインにより請求し、その請求を受けた登記所で証明書を作成し郵送により交付するというものである。これは、証明書をオンラインで交付することは技術的にできないことから、このような方法を探っているものであるが、この他に登記の内容を確認する方法として、インターネットによる登記情報提供サービスを用意している。</p> <p>このサービスは最新(アクセス時点)の登記の内容を確認することができるとあり、作成された時点の登記の内容を裏している証明書に比べ、登記の内容の最新性という面でも優れている。また、証明書を官公署等へ提出する場合であっても提出先の官公署等がこのサービスを利用することによって証明書の提出に代えることができる。</p> <p>なお、オンラインによる証明書の交付請求については、制度上返送の郵送料を求めていることことから、手数料のほか請求時及び返送時の郵送料を負担していただく必要がある郵送による請求に比べ、郵送料の負担がない点で、実質的な手数料のインセンティブがある。</p> <p>(注 提案主体の地域を管轄する登記所については、平成17年度中にオンライン申請をすることができるとされる予定である。)</p>	<p>住民の利便性向上のため、市町村の窓口で証明書の交付ができるような仕組みについて貴省としての考え方を示されたい。</p> <p>しかし、地域住民が現行制度の中で対応に苦しんでいる良く利用する証明書の交付に当たっては、現行制度の中だけでは不便を解消するまでに至りませんので、法務局(登記官)と町(法務局の指示のもと)がインターネットを活用する等、時代に合った連携を図ることが重要だと考えます。</p> <p>こうした観点から再度前向きな回答を要請します。</p>	<p>1 登記情報システムに記録された登記情報を基に作成される登記事項証明書の証明主体はあくまで登記所の登記官であり、市町村において受・管理)という事実行為を行うという整理をすることができれば、制度上は検討可能である。</p> <p>2 ただし、町長名をもって証明書を作成することについては、先に回答したとおり、認めることはできない。</p> <p>3 登記情報は国(登記所)が管理しており、情報を管理していない地方自治体が何を証明することができるのか疑問である。</p> <p>また、交付の際にお知らせ的な公文書等も一緒に配布するとしているが、証明書は全国的に利用されるものであり、そのような措置を講じたとしても一部の地域では有効かもしれないが、全国的視野に立つと、その信用性について混乱が生じるおそれを払拭することはできないと考える。</p>	<p>1038</p> <p>10381010</p>			<p>現在、法務局で交付している不動産登記等証明書を、指定された市町村長も交付できるようにする。</p>	<p>財団法人民事法務協会の「登記情報提供サービス」で得た登記情報に指定された市町村長の職印を押印し証明書を交付する。</p>	<p>北海道浦河町、北海道様似町、北海道えりも町、北海道白岡町、北海道平取町、北海道門別町</p>	<p>不動産登記等証明書の交付事務の拡大</p>		

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
0530100	条例に違反したものの行政処分としての公益作業を伴う罰則規定	地方自治法第14条第3項 刑法第9条	公益作業を伴う罰則規定を定めることは、地方自治法第14条第3項、刑法第9条からできない。	C	I	刑法9条は、刑の種類として、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑として定めているが、罰金は、犯罪を遂行した者に対する罰金の付加であり、法的制裁の中でも最も厳格なものであることからすると、いかなる刑種を許容するかは、広く国民一般の法意識を反映しつつ、様々な視点から全国的なレベルで議論を尽くすべき問題であって、特定の地域においてのみ科される刑種を設けることは適当ではなく、地域の特性を生かした規制緩和により地域経済の活性化を図ることを目的とする特区構想とは馴染まない性質のものであると考える。加えて、刑の執行は、法律に従って行わなければならないこと、「公益作業」という新しい刑種を定める場合には、その執行に当たる機関、執行の手続、執行を担保する手段等についても法律で定める必要があり、この点でも特区構想には馴染まないと考える。											1230	12301010	普通地方公共団体の条例を違反したものに對しては、「二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、過料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」とされていますが、地域美化環境を害したものに對し、条例で地域美化に関する公益作業に従事させることができる罰則規定を設けることができるようにする。	平成16年4月1日に施行した「多治見市をこみの散らばっていないきれいなまちにする条例」で規定する市民や事業者、イベント開催者等に対する義務規定に違反したものに對し、一定期間公益作業に従事させることにより、地域美化の大切さを身をもって学習する等の教育効果を期待し実施します。	岐阜県多治見市	公益作業従事による美化推進のまちづくり	
0530110	国有財産の譲与に関する規制緩和			E	-	提案理由中「国の業務統廃合で遊休施設となった法務局跡地の記述があるが、事実誤認であり、高千穂町所在の法務総合庁舎は現在も行政財産として使用している。		仮に法務局跡地が遊休施設となった場合、提案主体が求める「少子化対策・子育て支援」に資する事業用途に限って、地方自治体へ無償譲与することは実現可能と解してよいか。		E	-	対象国有財産は、行政財産であるからそもそも譲与対象ではなく、事実誤認である。再検討要請にいう仮にという前提に立つても無償譲与は現行法上認められていない。						1156	11561010	過疎地域において、国の業務統廃合に伴い遊休施設となった国有財産(普通財産)の処分を、少子化社会対策基本法(平成15年7月30日法律第133号)次世代育成支援対策推進法(平成15年7月16日法律第120号)に基づく少子化対策・子育て支援に資する事業用途に限って、地方自治体へ無償譲与する。	子育て相談や支援、一時預かり、母子保健などの機能・体制を備えた施設に読書や文化芸術など余暇活動のための機能を併合し、子供から老人まで全ての世代が自由に交流できるサロン施設を自治体が設置する。この施設を子育て家庭や住民主体のNPO組織が管理運営し、子育てプログラムの実践や様々な交流活動を広げる中で、現代社会に求められている行政や地域社会が一体となった子育て支援体制を充実する。本事業により少子化社会対策基本法に臨う、保育サービス等の充実(11条)・地域社会における子育て支援体制の整備(12条)・母子保健医療体制の充実等(13条)・ゆとりある教育の推進等(14条)、次世代育成支援対策推進法がめざす、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、ならびに職業生活と家庭生活との両立の推進(第八条)を実現する。	高千穂町	高千穂町子育て支援特区

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
0530120	共同住宅敷地内における多機能ベンダーにおけるアルコール類の販売			E		建物の区分所有等に関する法律は、規約の設定・変更や敷地の管理・変更等の手続・要件について規定しているが、同法は提案に係る事業の実施を当然に禁ずるものではない。												1297	12971010	共同住宅修繕積立金を管理運用する有限責任事業組合による「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」において、多機能自動販売機でのアルコール類の新規販売を許可する	共同住宅管理組合が保有しその管理運用に窮している修繕積立金を預託によって管理運用する有限責任事業組合(LLP)を設立し、自販機関連事業体の発行する「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」に係る事業債をもって安全かつ確実に運用する。このために、当該有限責任事業組合(LLP)が行う「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」において、共同住宅敷地内における多機能自販機(ベンダー)でアルコール飲料類、タバコ、生活必需品(洗剤、加工食品、塩・砂糖、米等)及び医薬品の販売ができるよう規制改革を行う。これにより、当該有限責任事業組合(LLP)が行う「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」に係る事業債をもって、共同住宅管理組合が保有する修繕積立金を受取予定金利5%で運用するとともに、当該事業債に対する課税によって自治体等の財政に寄与し、修繕積立金(全国規模推定60兆円)の流動化を図り、わが国経済の活性化に寄与する。詳細添付資料参照。	個人	共同住宅修繕積立金を管理運用する有限責任事業組合による「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」構想
0530130	共同住宅敷地内における多機能ベンダーにおけるタバコ販売			E		建物の区分所有等に関する法律は、規約の設定・変更や敷地の管理・変更等の手続・要件について規定しているが、同法は提案に係る事業の実施を当然に禁ずるものではない。												1297	12971020	共同住宅修繕積立金を管理運用する有限責任事業組合による「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」において、多機能自動販売機でのタバコの新規販売を許可する	共同住宅管理組合が保有しその管理運用に窮している修繕積立金を預託によって管理運用する有限責任事業組合(LLP)を設立し、自販機関連事業体の発行する「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」に係る事業債をもって安全かつ確実に運用する。このために、当該有限責任事業組合(LLP)が行う「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」において、共同住宅敷地内における多機能自販機(ベンダー)でアルコール飲料類、タバコ、生活必需品(洗剤、加工食品、塩・砂糖、米等)及び医薬品の販売ができるよう規制改革を行う。これにより、当該有限責任事業組合(LLP)が行う「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」に係る事業債をもって、共同住宅管理組合が保有する修繕積立金を受取予定金利5%で運用するとともに、当該事業債に対する課税によって自治体等の財政に寄与し、修繕積立金(全国規模推定60兆円)の流動化を図り、わが国経済の活性化に寄与する。詳細添付資料参照。	個人	共同住宅修繕積立金を管理運用する有限責任事業組合による「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」構想

05 法務省(再々検討要請の回答)

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
0530140	リラクゼーションマッサージ施術者の在留資格付与	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	「技能」の在留資格は「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動」であり、法務省令において調理人、建築技能者、航空機操縦者等が該当する者と定められている。	C	III	リラクゼーションマッサージ施術者を技能者として我が国に入入れたいことの是非を検討していく必要がある。	リラクゼーションマッサージ施術者の受入れについて、どういった条件が整えば受入れが可能となるのか、右の提案主体の意見も踏まえ、示されたい。	また、技能に関する在留資格要件の緩和について、今後法務省において検討が行われることはないのか、検討が行われるとすれば、検討内容及びスケジュールについて示されたい。				我が国で業としてマッサージを行う場合、「あん摩マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師に関する法律」に規定する「あん摩マッサージ指圧師免許」が必要とされている。リラクゼーションマッサージについては、当該法律に違反しないことが必要であるほか、新たな分野における外国人の受入れの是非も、その受入れ分野のみならず、その受け入れが我が国の産業及び国民生活に与える影響、例えば、国内労働市場への影響、産業の発展・構造転換に与える影響、社会的コスト等について様々な観点から十分に勘案した上で、関係府庁との協議の上、政府全体としての総合的な判断により決定されることが必要である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	今回のご提案について、提案させて頂いているような条件ならば「技能職」と認められるが、その「技能職」の外国人の受け入れが問題となるお考えなのか、そうでなく、ご提案させて頂いている内容では「技能職」と認められないとされているのか、問題がどこにあるのかを明示して頂きたい。また、新たな分野における外国人の受入れの是非も、その受入れ分野のみならず、その受け入れが我が国の産業及び国民生活に与える影響、例えば、国内労働市場への影響、産業の発展・構造転換に与える影響、社会的コスト等について様々な観点から十分に勘案した上で、関係府庁との協議の上、政府全体としての総合的な判断により決定されることが必要である。			・そもそも「技能」の在留資格による入国・在留は、基準省令に列挙されている職務内容に係る職種を対象としているものであり、当該省令において規定されていないものについては、新たな分野としてその受け入れの是非につき検討することが必要となる。その際には、すでに「再検討要請」に対する回答でも記載しているように、その受け入れが我が国の産業及び国民生活に与える影響、例えば、国内労働市場への影響、産業の発展・構造転換に与える影響、社会的コスト等について様々な観点から十分に勘案した上で、関係府庁との協議の上、政府全体としての総合的な判断により決定されることが必要である。	1068	10681010	現状の27項目の内、リラクゼーションマッサージ施術者を技能職として在留資格を付与する	スバマッサージ技術者」を技術者、又は技能職として一定の条件(例えばタイ国のスバで施術経験5年以上など)を満たす者については、在留資格を認める	株式会社豊野リゾート	リラクゼーションマッサージの適法確認とリラクゼーションマッサージ施術者の在留資格化
0530150	医科学(高度医療・遠隔医療等)に係る外国人IT技術者の在留資格付与の促進	出入国管理及び難民認定法別表1の2	在留資格「技術」の本邦において行う活動である「自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務(医師等法律上資格を有する者が行うこととされる)」である。現行制度でも在留資格「技術」に該当する場合もあると思われる。	D	1	特区法第26条の対象とならない医科学に係るIT技術者が何を目指しているのか不明であるが、「自然科学(医学)の分野に属する技術又は知識を要する業務(医師等法律上資格を有する者が行うこととされる)」である。現行制度でも在留資格「技術」に該当する場合もあると思われる。	右の提案主体の意見について、回答された。	・当提案における「技術者」とは、医師等法律上資格を有する者が行うこととされている医療業務に係る技術者ではなく、IT一般技術、高度医療機器技術、画像解析技術等研究・研修業務に係る技術者を想定しており、その在留期間の伸長を求めます。この場合、構造改革特別区域基本方針の別表1(番号507)外国人情報技術者受入れ促進事業の例措置又は現行法制度上で対応が可能と解してよいでしょうか。			在留資格該当性については、入国しようとする外国人が実際に我が国で活動する活動の内容によって判断されるものである。IT一般技術、高度医療機器技術、画像解析技術等の研究・研修業務が、特区内情報技術者受入れ促進事業の例措置又は現行法制度上で対応が可能と解してよいでしょうか。		・当提案における「技術者」とは、医師等法律上資格を有する者が行うこととされている医療業務に係る技術者ではなく、IT一般技術、高度医療機器技術、画像解析技術等の研究・研修業務が、特区内情報技術者受入れ促進事業の例措置又は現行法制度上で対応が可能と解してよいでしょうか。			・当提案における「技術者」とは、医師等法律上資格を有する者が行うこととされている医療業務に係る技術者ではなく、IT一般技術、高度医療機器技術、画像解析技術等の研究・研修業務が、特区内情報技術者受入れ促進事業の例措置又は現行法制度上で対応が可能と解してよいでしょうか。	1074	10741040	医科学(高度医療・遠隔医療等)に係る外国人IT技術者の日本国内への受け入れを促進する。別表1「番号507 外国人情報技術者受入れ促進事業」の特例措置の内容に医科学(高度医療・遠隔医療等)の分野を追加する。	国際研修センター及び高度医療センター・付属病院の整備に伴い、医科学(高度医療)に係るIT研修等を実施し優れた人材の育成を図るものであり、海外からの医科学(高度医療・遠隔医療等)に係るIT技術者の受入れを促進するため、当該外国人とその家族の在留期間を最大5年に伸長する。	北海道旭川市、三井物産株式会社	国際交流拠点形成プロジェクト	
0530160	外国人医療従事者(高度医療・遠隔医療等)の受入れ促進	出入国管理及び難民認定法別表1の2	特定事業501～503は外国人研究者を対象としている。	C	III	特定事業501～503は、専門的・技術的分野の外国人労働者を受け入れるという政府の基本方針の下、研究者に特化して行っている事業である。外国人医療従事者(高度医療・遠隔医療等従事者)については、「従事者の定義及び範囲が明確でない」とか、そのような分野の労働者を特定事業501～503の対象に含めることはできない。また、外国人研究者受入れ促進事業は、外国人研究者の研究活動とその成果を利用して行う事業を営む活動を通じて新規事業の創出等を促すものであり、「自ら経営する活動」を「従事する活動」とすることは、当該事業の趣旨とは全く異なることから、変更は困難である。	医療に係る専門的・技術的分野の外国人労働者(有資格者等)に限るなどの要件を付した上で、新たな特例措置を設けることも視野に入れ、提案を実現できないか、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答された。	・当提案における「医療従事者」とは、外国の医療等資格免許取得者及び看護士等を含むメディカル分野の資格免許取得者を想定しており、粒子線がん治療等の高度医療や遠隔医療の技術に係る研究を行う「研究者」を想定しており、当該「医療従事者」の行う活動が、医療行為ではなく、構造改革特別区域法第21条の特定研究活動に該当すれば、特定事業501～503に該当するものと思われる。なお、当該研究者が研究活動と併せて当該研究活動の成果を利用して行う事業の経営を行う場合は、特定研究活動を行うものとして特定事業501～503の適用を受けることとなる。	いかなる活動を想定しているのか不明であるが、当該「医療従事者」の行う活動が、医療行為ではなく、構造改革特別区域法第21条の特定研究活動に該当すれば、特定事業501～503に該当するものと思われる。なお、当該研究者が研究活動と併せて当該研究活動の成果を利用して行う事業の経営を行う場合は、特定研究活動を行うものとして特定事業501～503の適用を受けることとなる。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	・当提案における「医療従事者」とは、外国の医療等資格免許取得者及び看護士等を含むメディカル分野の資格免許取得者を想定しており、粒子線がん治療等の高度医療や遠隔医療の技術に係る研究を行う「研究者」を想定しており、当該「医療従事者」の行う活動が、医療行為ではなく、構造改革特別区域法第21条の特定研究活動に該当すれば、特定事業501～503に該当するものと思われる。なお、当該研究者が研究活動と併せて当該研究活動の成果を利用して行う事業の経営を行う場合は、特定研究活動を行うものとして特定事業501～503の適用を受けることとなる。		・当提案における「医療従事者」とは、外国の医療等資格免許取得者及び看護士等を含むメディカル分野の資格免許取得者を想定しており、粒子線がん治療等の高度医療や遠隔医療の技術に係る研究を行う「研究者」を想定しており、当該「医療従事者」の行う活動が、医療行為ではなく、構造改革特別区域法第21条の特定研究活動に該当すれば、特定事業501～503に該当するものと思われる。なお、当該研究者が研究活動と併せて当該研究活動の成果を利用して行う事業の経営を行う場合は、特定研究活動を行うものとして特定事業501～503の適用を受けることとなる。	1074	10741050	外国人医療従事者(高度医療・遠隔医療等従事者)の日本国内への受け入れを促進する。別表1「番号501、502、503外国人研究者受入れ促進事業」の特例措置の内容の一部を変更する。	国際研修センター及び高度医療センター・付属病院の整備に伴い、海外からの医療従事者(従事者)の受け入れを促進するため、当該外国人とその家族の在留期間を最大5年に伸長する。	北海道旭川市、三井物産株式会社	国際交流拠点形成プロジェクト				
0530170	研修者の在留期間の伸長並びに新たな在留資格による就労の認定	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項	研修、実習を合わせて3年以上以内とされている。	C	III	研修と技能実習を合わせて最長3年間の滞在が認められるが、これは平成9年に各方面等からの要望によって、最長2年間であったものを最長3年間に延長した経緯がある。一方、低賃金労働力としての研修制度の適用事業など問題が払拭されない現状が依然としてあり、また、EPAの枠組みの中で研修者受入れとの相違という観点から、現行以上に滞在期間の延長を認めることは適当でない。なお、看護師・介護福祉士の就労及び在留資格については、EPAの枠組みの中で検討中である。	研修施設及び研修生の管理についての地方公共団体の関与を条件に、提案を実現できないか、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答された。	・当提案の趣旨は、経済協力の一環として政府により受け入れられた研修生の受け皿を制度面で整えようとするものであり、研修制度を低賃金労働力として悪用し、滞在期間を3年から5年に伸長することにより研修制度の悪用が助長されるという根拠が明らかでないと考えます。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	・当提案の趣旨は、経済協力の一環として政府により受け入れられた研修生の受け皿を制度面で整えようとするものであり、研修制度を低賃金労働力として悪用し、滞在期間を3年から5年に伸長することにより研修制度の悪用が助長されるという根拠が明らかでないと考えます。		・当提案の趣旨は、経済協力の一環として政府により受け入れられた研修生の受け皿を制度面で整えようとするものであり、研修制度を低賃金労働力として悪用し、滞在期間を3年から5年に伸長することにより研修制度の悪用が助長されるという根拠が明らかでないと考えます。		・当提案の趣旨は、経済協力の一環として政府により受け入れられた研修生の受け皿を制度面で整えようとするものであり、研修制度を低賃金労働力として悪用し、滞在期間を3年から5年に伸長することにより研修制度の悪用が助長されるという根拠が明らかでないと考えます。	1074	10741060	海外からの看護・介護研修生の研修ビザによる在留期間を5年間に伸長し、短期間では留學・難民申請等の留學を容易にするのと同時に、看護師・介護福祉士が国内資格を取得した際に新たな在留資格による就労が一定期間認められるよう制度化する。	海外からの看護・介護研修生の研修ビザによる在留期間を5年間に伸長し、短期間では留學・難民申請等の留學を容易にするのと同時に、看護師・介護福祉士が国内資格を取得した際に新たな在留資格による就労が一定期間認められるよう制度化する。	北海道旭川市、三井物産株式会社	国際交流拠点形成プロジェクト			
0530180	海外研修生受入れ機関における受入れの促進	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	「研修」の在留資格について、受入れ機関の常勤職員総数が50人以上とされている。	C	III	「研修」の在留資格については、既に特定事業506において地方公共団体による指導等積極的な関与が行われていることを条件として、受入れ人数に係る要件を緩和する措置を執っている。一方、低賃金労働力としての研修制度の適用事業など問題が払拭されない現状が依然としてあり、また、EPAの枠組みの中で研修者受入れとの相違という観点から、現行以上に滞在期間の延長を認めることは適当でない。なお、看護師・介護福祉士の就労及び在留資格については、EPAの枠組みの中で検討中である。	特定事業506は、受入れ機関の常勤職員総数が50人以上の場合に限られた特例措置である。他方、提案主体は50人以上の場合についての要件緩和を求めているものであり、一方、低賃金労働力としての研修制度の適用事業など問題が払拭されない現状が依然としてあり、また、EPAの枠組みの中で研修者受入れとの相違という観点から、現行以上に滞在期間の延長を認めることは適当でない。なお、看護師・介護福祉士の就労及び在留資格については、EPAの枠組みの中で検討中である。	・特定事業506において、人数要件の一部が緩和されていることは承知しています。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	・当提案の趣旨は、経済協力の一環として政府により受け入れられた研修生の受け皿を制度面で整えようとするものであり、研修制度を低賃金労働力として悪用し、滞在期間を3年から5年に伸長することにより研修制度の悪用が助長されるという根拠が明らかでないと考えます。		・当提案の趣旨は、経済協力の一環として政府により受け入れられた研修生の受け皿を制度面で整えようとするものであり、研修制度を低賃金労働力として悪用し、滞在期間を3年から5年に伸長することにより研修制度の悪用が助長されるという根拠が明らかでないと考えます。		・当提案の趣旨は、経済協力の一環として政府により受け入れられた研修生の受け皿を制度面で整えようとするものであり、研修制度を低賃金労働力として悪用し、滞在期間を3年から5年に伸長することにより研修制度の悪用が助長されるという根拠が明らかでないと考えます。	1074	10741070	海外研修生の受入れ機関において、当該機関が実施する研修の中に実務研修が含まれている場合、当該センターを含む海外研修生の受入れ機関において当該機関が実施する研修の中に実務研修が含まれている場合、その人数制限を撤廃し各施設が定員を設定できるようにする。	海外研修生の受入れ機関において、当該機関が実施する研修の中に実務研修が含まれている場合、当該センターを含む海外研修生の受入れ機関において当該機関が実施する研修の中に実務研修が含まれている場合、その人数制限を撤廃し各施設が定員を設定できるようにする。	北海道旭川市、三井物産株式会社	国際交流拠点形成プロジェクト			
0530190	研修・実習後受入企業への奨励を得る特例	-	-	C	III	研修・技能実習制度は、修得した技術等の移転を行い、他国の発展に資する人材の育成を通じて国際貢献を促進するものであり、研修・技能実習終了後の定住化を促すような措置を執ることはできない。研修・技能実習生については、事実上労働者として扱われる問題事例が多発しており、まずは現行制度の運用の厳格化を図る必要があるため、要件緩和の措置を執ることは困難である。	研修・技能実習制度についての根拠となる法令等及び制度の現状を示されたい。	・根拠法令等: 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針第1「制度の現状」在留資格「研修」は、国際間の技術移転を図ることを目的として創設されたものであり、基準省令において「申請人が...国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事することが予定されていること。」が要件として定められている。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	・根拠法令等: 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針第1「制度の現状」在留資格「研修」は、国際間の技術移転を図ることを目的として創設されたものであり、基準省令において「申請人が...国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事することが予定されていること。」が要件として定められている。		・根拠法令等: 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針第1「制度の現状」在留資格「研修」は、国際間の技術移転を図ることを目的として創設されたものであり、基準省令において「申請人が...国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事することが予定されていること。」が要件として定められている。	1149	11491010	研修実習終了後、その企業への奨励を受け投資・経営の在留資格(就労)を得る。	投資額の一部仕事の一部提供等当初(1～3年)は奨励、応援し、その後完全独立させる。	株式会社 精機資料社	外国人研修生の後継者(投資・経営)としての在留資格認可依頼					

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
0530200	研修後継者となるための在留資格の特例	-	-	C III		事実上労働者として扱う等の問題事例が多発していること及び他国の発展に資する人材の育成を通じての国際貢献という研修制度の目的に照らせば、研修・技能実習完了後の定住化を促すような措置を執ることはできない。	研修・技能実習制度についての根拠となる法令等及び制度の現状を示されたい。					・根拠法令等: 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針第1項第2号の基準を定める省令、国際間の技術移転を目的として創設されたものであり、基準省令においても「申請人が…国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事することが予定されていること。」が要件として定められていること。」「要件として定められていること。」が要件として定められていること。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度回答されたい。	事実上、労働者として扱われる事例が多発しているからといって、事実上でない人も、そうであるかのような措置をとることは問題である。労働者として扱わないことが担保するものがあればよいのか。具体的な例を示して回答されたい。	C III		1149	11491020	研修実習終了後、その企業の後継者となる場合、在留資格(就労)を得る。	後継者の適任者がいないので産業となるが、事業が継続でき、経済効果、地域活性化につながる。	株式会社 精機資料社	外国人研修生の後継者(投資・経営)としての在留資格認可依頼	
0530210	在留資格認定書の不交付理由の明確化	-	-	C III		不交付理由については、処分の告知の際、「在留資格該当性によるもの」「上陸許可基準適合性によるもの」及び「上陸拒否事由に該当するもの」等として理由を示すこととしている。本提案については、「会社の経営権を譲渡すれば交付が可能となること」とあることから、不交付理由についての説明がなされたものと思われる。	不交付理由については、その理由を示すこととしている。例により規定されているのかを示されたい。また、提案主体の「会社の経営権を譲渡すれば交付が可能となること」が、これはどの規制に該当するものかについては貴省から回答がなされていないので、この部分についても併せて回答されたい。					・不交付の理由説明については、法的根拠はないものの、行政の説明責任の観点から入国・在留審査要領において定められているものである。 ・在留資格「投資・経営」については、入管法別表第1の2の表の「投資・経営」の項の下欄に掲げる活動であって、同法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「入管法別表第1の2の表の投資・経営」の項の下欄に掲げる活動の項の下欄に定める基準を満たす必要がある。同基準のひとつには、「当該事業がその本邦に居住する者以外に2人以上の本邦に居住する者…で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること。」とあるが、この要件が満たされている場合、他にどのような理由により不交付となるのか示されたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度回答されたい。	回答の中に同基準のひとつは「当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に2人以上の本邦に居住する者…で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること。」とあるが、この要件が満たされている場合、他にどのような理由により不交付となるのか示されたい。	D-1 I		1149	11491030	在留資格認定書が不交付となった場合、その理由を明確にする。	研修生を後継者とするため、在留資格の認定申請をしているが、理由が不明なまま不交付とされる。よって、不交付の理由を明確にする。	株式会社 精機資料社	外国人研修生の後継者(投資・経営)としての在留資格認可依頼	
0530220	外国人弁護士による本邦弁護士の雇用要件の緩和	-	外国法事務弁護士(以下「外弁」という。)と弁護士は、組合契約その他の継続的な契約により、法律事務を行うことを目的とする共同事業を営むことができる。	D-1 I		従前は、外弁が弁護士を雇用することは禁止され(改正前の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第49条第1項。以下、同法を「外弁法」という。)、また、外弁が弁護士と営むことができる共同事業についても、原則禁止とされた上(改正前の外弁法第49条第2項)、一定の経歴年数を満たす特定の弁護士との間で一定の限られた法律事務を目的とする場合に限り許容されていた(特定共同事業:改正前の外弁法第49条の2)。しかし、平成17年4月1日、改正外弁法が完全施行され、これにより、上記各規制が撤廃されるに至り、外弁による弁護士の雇用が解禁されたほか、外弁と弁護士の共同事業も自由化されて(外国法共同事業:外弁法第2条第15号)、弁護士及び外弁のそれぞれの職務を通じ、包括的・総合的な法律サービスに対処できることとなった。												1080	10801040	外国人弁護士が雇用者と共同で弁護士業務を行なう	当該地域内で起業した外国人に対し、言語の障壁をクリアし、効率的効果的な法律サポートが可能となる	株式会社イースト・インターナショナル、日本ニュービジネス協議会連合会	外国人起業家特区
0530230	外国人企業家の在留期間の延長	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2	外国人の適正な在留管理を図ることを目的として、最長3年の一定期間ごとに外国人の在留中の活動状況等を確認し、引き続き在留を認めるとの可否を決定する仕組みとなっている。	C I		外国人研究者については、一定の研究分野について研究から起業までの在留期間を認めることにより産業の育成を支援するという目的から、また、外国人IT技術者については、情報処理産業を支える技術者の受け入れ促進及び大学等との連携によるIT技術に係る技術開発に相当の期間を要する場合があることを踏まえ、その確保を図る目的から在留期間の特例を認めたものであり、要望にあるような在留期間の特例を講じることは困難である。なお、在留期間が最長3年であることは、3年以上の継続した在留ができないということではない。	高度人材として想定する範囲につき、17年度中に措置予定の検討内容及びそのスケジュールを回答されたい。					高度人材のうち外国人研究者及び外国人情報処理技術者については、特区における特定事業として在留期間の伸長(5年)措置をとっているところ、当該措置は、本年度中に全国展開する(平成18年通常国会に入管法改正案を提出する。)こととしている。なお、本措置は入管法の改正を伴うものであり、現段階で具体的な期日は決定していない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度回答されたい。	外国人起業家は、わが国経済活性化の担い手として、外国人研究者及び外国人IT技術者と同等に優遇されてしかるべきと考えます。在留期間が3年であることは、3年以上の継続した滞在ができないということではない、という理由は、外国人研究者及び外国人IT技術者に対しても言えることですから、本件不可の理由としては納得できません。グローバル時代のわが国活性化という省本方針に基づき、前向きにご検討下さるようお願いいたします。	C I		1080	10801050	当該地域内の外国人起業家に対し、最長5年の在留資格を認める	同左	株式会社イースト・インターナショナル、日本ニュービジネス協議会連合会	外国人起業家特区	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
0530240	在留資格「投資・経営」の資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	「投資・経営」の在留資格については、経営を行う外国人については、投資の規模として「2人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること」が要件とされている。また、事業の管理を行う外国人の経営又は管理については3年以上の経験(大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間を含む。)要件が課されている。	C III		投資・経営の在留資格は日米通商航海条約第1条等の規定を受けて相当額の資本を投資した企業の経営者、管理者について、その活動が専門的技術、知識等を要するか否かに関わりなく、入国を認めるものであり、投下した資本が満たない者については、政府の外国人労働者政策の下で人文知識・国際業務、技術等他の就業経験要件については、専門的・技術的分野の外国人労働者を受け入れるという政府の基本方針の下、現在の在留資格は構築され、当該要件はこれを担保するために設けられているものであることから、当該要件の緩和は困難である。	「投資・経営」の在留資格要件である2名以上の常勤雇用と500万円以上の投資につき、なぜそのような基準になっているのか、その根拠及び考え方を示されたい。また、500万円以上の投資要件については制度の現状欄に記載がないが、何により規定されているのか、併せて示されたい。					・在留資格「投資・経営」に係る「2人以上の常勤職員が従事して営まれる規模」の要件は、規模の要件であり、本邦に居住する2人以上の常勤職員が従事して営まれる「規模」が確保されていれば、必ずしも2人以上の常勤職員を雇用することが適合要件となるものではない。そこで、その「規模」を具体的に数値としたのが投資額500万円の要件であり、在留資格「投資・経営」のガイドラインとして通達により措置している。 ・規模の要件は、基準であるとともに「投資・経営」の在留資格に該当するためにも必要であり、日米通商航海条約の定める「相当額の投資」に由来するものである。従って、当該要件を緩和する場合には、平等の観点から我が国だけが行うことは正当でない。 ・また、実務要件は、管理者については、専門的技術、知識を要する業務に従事する外国人を受け入れるとの外国人労働者に関する政府方針に基づき、そのような活動を行うことができる能力を有することにつき実務経験により担保しているものであり、他の在留資格における実務要件が10年以上であることと比すれば、相当であると考える。 以上のことから、当該要件を緩和することはできない。	500万円の基準が設定された背景・要因について説明されたい。また、日米通商航海条約における50万円の規定が中国などの他の諸外国にまで波及する理由を回答されたい。		・500万円は、相互に有益な投資を促進するとの精神の下に締結された日米通商航海条約第1条の「相当額」を運用するものであり、投下した資本を維持発展させるため、投資者が自ら来日し又は経営者を派遣するために必要な金額として考えられている。 ・同条約は最惠国待遇の原則を基礎として締結されているところ、投資額の要件を緩和することは、米國において投資活動を行う本邦の企業に不利な利益をもたらすだけでなく、中国に対して緩和措置をとることにより米國等からも同等の措置が求められることが想定されるが、あくまでも条約の交渉は政府全体としての総合的な判断により行われることが必要であることから、当該緩和措置をとることはできない。	1183	11831010	現行の資格取得の要件である ①日本に居住する2人以上の従業者を雇用すること ②500万円以上の投資 いずれかを満たし、また3年以上の経験が必要であるという規制を完全に撤廃し、「投資・経営」の在留資格の取得を容易にする。	日本起業家協会の会員である外国人起業家に対して、事務所の開設ならびに経営面・資金面等において創業支援を行う。また川崎市では、かながわサイエンスパークやTHINKなど起業家を支援する自治体や任意団体等が多く存在するので、それらと協力体制の下、日本経済の活性化に役立ってもらうべく、成て企業として確立するまでサポートする。また、官民一体となり問題等に取り組み、幅広い事後規制を含めた外国人起業支援のシステム化を目指す。	日本起業家協会	外国人起業家を支援し川崎市に産業イノベーション地区を形成する構想		
0530250	「投資・経営」に関する在留期間の延長	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	外国人の適正な在留管理を図ることを目的として、最長3年の一定期間ごとに外国人の在留中の活動状況等を確認し、引き続き在留を認めることの可否を決定する仕組みとなっている。	C I		外国人研究者については、一定の研究分野について研究から起業までの在留期間を認めることにより産業の育成を支援する旨の目的から、また、外国人情報処理技術者が、情報処理産業を支える技術者の受け入れ促進及び大学等との連携によるIT技術に係る技術開発に相当の期間を要する場合があることを踏まえてその確保を図る目的から在留期間の特例を認めたものであれば、それらの受け皿となり得る産業活動のプレーヤーである外資系企業の経営者の在留期間の延長も認められるべき。ベンチャー企業等が、起業ないし事業所を新設してから事業活動を軌道に乗せるまで3年間、異字等を計上するためにはそれから2年間は必要。よって、地域産業の育成を図る観点から5年間の在留期間の延長は妥当と考える。 ・アジアビジネス拠点の一翼を担うIT関連の国内外企業の集積(クラスター)を図ることは、本地域におけるIT関連を中心とした産業の競争力を強化するうえで必要不可欠。現在、首都圏の開発案件を本地域で行うプロジェクトを計画中。この計画では、プリンジSEの養成も含めたアジアを中心とする外資系企業の協力が不可欠であり、外資系企業進出の促進は、地域産業活性化に寄与するものである。	・外国人研究者が、一定の研究分野について研究から起業までの在留期間を認めることにより産業の育成を支援するという目的から、また、外国人情報処理技術者が、情報処理産業を支える技術者の受け入れ促進及び大学等との連携によるIT技術に係る技術開発に相当の期間を要する場合があることを踏まえてその確保を図る目的から在留期間の特例を認めたものであれば、それらの受け皿となり得る産業活動のプレーヤーである外資系企業の経営者の在留期間の延長も認められるべき。ベンチャー企業等が、起業ないし事業所を新設してから事業活動を軌道に乗せるまで3年間、異字等を計上するためにはそれから2年間は必要。よって、地域産業の育成を図る観点から5年間の在留期間の延長は妥当と考える。 ・アジアビジネス拠点の一翼を担うIT関連の国内外企業の集積(クラスター)を図ることは、本地域におけるIT関連を中心とした産業の競争力を強化するうえで必要不可欠。現在、首都圏の開発案件を本地域で行うプロジェクトを計画中。この計画では、プリンジSEの養成も含めたアジアを中心とする外資系企業の協力が不可欠であり、外資系企業進出の促進は、地域産業活性化に寄与するものである。				500万円の基準が設定された背景・要因について説明されたい。また、日米通商航海条約における500万円の規定が中国などの他の諸外国にまで波及する理由を明らかにし、右の提案主体の意見を踏まえ、再度回答されたい。	・貴省の回答では、「特区における外国人研究者の受け入れ促進事業は、専門的・技術的分野における高度人材の受け入れ促進を目的とするものである。よって、本提案を措置することはできない。」とあるが、当該説明は、専門的・技術的分野における高度人材以外の外国人の受け入れは、法務省として一切促進できないから当該提案も認められないということか。もし、そうであれば、そのような方針を定められた経緯について、ご教示いただきたい。 ・当初の貴省の回答では、「産業の育成を支援する場合があることを踏まえてその確保を図る目的」で、特例を認めたものとするが、上記再検討要請の回答は、このような目的で他の特例措置を認めることまで今後是否定するといふものか、ご教示いただきたい。 ・もし、専門的・技術的分野における高度人材以外の外国人受け入れについてもお検討の対象となり得る、当初の貴省の回答がなお生きているものであれば、同様に産業の育成を支援し、期間を確保するために、「投資・経営」資格についても検討の対象となり得るものと思われるが、当該提案を実現する場合に弊害が考えられるのであれば、当該理由をご教示いただきたい。 ・ベンチャー企業については、外国人研究者(情報処理技術者)が直接起業する場合だけでなく、外国人投資・経営者と外国人研究者(技術者)が一緒になって立ち上げている状況があり、単に外国人研究者(情報処理技術者)の在留期間延長だけでは、企業の集積を図ることが困難なことから提案しているものであり、再度特区の基本方針に言う「少なくとも特区において実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討いただきたい。	C I	・「特区における外国人研究者の受け入れ促進事業は、…本提案を措置することはできない。」とは、専門的・技術的分野における外国人労働者を積極的に受け入れていく一方向、現在では専門的・技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受け入れについては着実に検討していくとの趣旨であり、これは、第3次出入国管理基本計画に掲げられている。外国人研究者及び外国人情報処理技術者については、研究活動や当該研究活動の成果を利用した事業を営む活動等、長期にわたって当該外国人研究者等に係る在留期間の伸長を特例的に認めているものであるところ、在留資格「投資・経営」にはそのような特例の事情は認められず、また、例えば外国人投資家が、投資先である外国人研究者や技術者とともに在留し、投資し続けなければならないわけではない(長期の投資計画があっても、問題等があれば投資家は研究者や技術者の意思に関わらず資本を引き揚げることが可能であるし、海外にいながらにして我が国に対する投資・経営活動を行うこともできる。)ことから、現時点において、外国人研究者等に認められている特例措置を一律に外国人投資家にまで拡大する理由はないと考える。 ・500万円は、相互に有益な投資を促進するとの精神の下に締結された日米通商航海条約第1条の「相当額」を運用するものであり、投下した資本を維持発展させるため、投資者が自ら来日し又は経営者を派遣するために必要な金額として考えられている。 ・同条約は最惠国待遇の原則を基礎として締結されているところ、投資額の要件を緩和することは、米國において投資活動を行う本邦の企業に不利な利益をもたらすだけでなく、中国に対して緩和措置をとることにより米國等からも同等の措置が求められることが想定されるが、あくまでも条約の交渉は政府全体としての総合的な判断により行われることが必要であることから、当該緩和措置をとることはできない。	1196	11961030	「投資・経営」に関する在留期間が3年又は1年という要件を緩和し、5年に延長する。	「投資・経営」に関する在留期間の延長を行い、継続的かつ安定的な事業活動を展開することができるように、特区向けにIT関連産業集積の促進を図るもの。	福岡県、飯塚市	飯塚アジアIT特区			
0530260	「投資・経営」資格の要件緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	「投資・経営」の在留資格については、経営を行う外国人については、投資の規模として「2人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること」が要件とされている。また、事業の管理を行う外国人の経営又は管理については3年以上の経験(大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間を含む。)要件が課されている。	C III		投資・経営の在留資格は日米通商航海条約第1条等の規定を受けて相当額の資本を投資した企業の経営者、管理者について、その活動が専門的技術、知識等を要するか否かに関わりなく、入国を認めるものであり、投下した資本が満たない者については、政府の外国人労働者政策の下で人文知識・国際業務、技術等他の就業経験要件については、専門的・技術的分野の外国人労働者を受け入れるという政府の基本方針の下、現在の在留資格は構築され、当該要件はこれを担保するために設けられているものであることから、当該要件の緩和は困難である。	右の提案主体の意見を踏まえ、「投資・経営」の在留資格要件である2名以上の常勤雇用と500万円以上の投資につき、なぜそのような基準になっているのか、その根拠及び考え方を示されたい。また、500万円以上の投資要件については制度の現状欄に記載がないが、何により規定されているのか、併せて示されたい。 ①日米通商航海条約と中国からの入国とどのような関係があるか理解できない。合理的な回答を求め。 ②相当額の資本の額を500万円とした根拠を示していただきたい。もっと少ない金額でもよいのではないかと。 ③常勤職員の2名以上の雇用義務の規制緩和に関する回答がなされていないので、回答を求め。	平成15年に経済産業省の「外国企業誘致モデル地区」に選定された本市は、現在北九州市国際物流特区の規制緩和等を活用し、外国企業の誘致活動を積極的に進めているところである。また、本市は上海に経済事務所を福岡県・福岡市と共同で設置するなど、外国企業のみならず中国企業をターゲットとして誘致活動を進めている。今回の規制緩和の提案であるが、本市において日本に進出を果たした中国企業からアテンドを行うところ、投資・経営要件が日本への企業進出における最大のネックであったとの意見をもらったところである。これから中国企業を積極的に推進していくために様々な環境整備を行っている本市にとってもこの要件の規制緩和は是非とも必要である。そこで、今回の規制緩和の回答に対する意見であるが、 ①日米通商航海条約と中国からの入国とどのような関係があるか理解できない。合理的な回答を求め。 ②相当額の資本の額を500万円とした根拠を示していただきたい。もっと少ない金額でもよいのではないかと。 ③常勤職員の2名以上の雇用義務の規制緩和に関する回答がなされていないので、回答を求め。			・在留資格「投資・経営」に係る「2人以上の常勤職員が従事して営まれる規模」の要件は、規模の要件であり、本邦に居住する2人以上の常勤職員が従事して営まれる「規模」が確保されていれば、必ずしも2人以上の常勤職員を雇用することが適合要件となるものではない。そこで、その「規模」を具体的に数値としたのが投資額500万円の要件であり、在留資格「投資・経営」のガイドラインとして通達により措置している。 ・規模の要件は、基準であるとともに「投資・経営」の在留資格に該当するためにも必要であり、日米通商航海条約の定める「相当額の投資」に由来するものである。従って、当該要件を緩和する場合には、平等の観点から我が国だけが行うことは正当でない。 ・また、実務要件は、管理者については、専門的技術、知識を要する業務に従事する外国人を受け入れるとの外国人労働者に関する政府方針に基づき、そのような活動を行うことができる能力を有することにつき実務経験により担保しているものであり、他の在留資格における実務要件が10年以上であることと比すれば、相当であると考える。 以上のことから、当該要件を緩和することはできない。	本市の再検討要請に対して全く回答がなされていない。再度、下記の3点について回答を求めたい。 ①投資額500万円の根拠 ②常勤職員2名以上の雇用義務の規制緩和と在留期間に関する回答 ③日米通商航海条約に由来する「平等の観点」と中国からの入国とどのような関係があるのか ※本市の提案は、特区として本市においてのみ、対象とする国(中国)に限っての提案であるので、その観点からの回答を求め。	C III	・500万円は、相互に有益な投資を促進するとの精神の下に締結された日米通商航海条約第1条の「相当額」を運用するものであり、投下した資本を維持発展させるため、投資者が自ら来日し又は経営者を派遣するために必要な金額として考えられている。 ・同条約は最惠国待遇の原則を基礎として締結されているところ、投資額の要件を緩和することは、米國において投資活動を行う本邦の企業に不利な利益をもたらすだけでなく、中国に対して緩和措置をとることにより米國等からも同等の措置が求められることが想定されるが、あくまでも条約の交渉は政府全体としての総合的な判断により行われることが必要であることから、当該緩和措置をとることはできない。 なお、再々検討要請の2)については、再検討要請に対する回答のとおりである。	1250	12501010	「投資・経営」ビザを取得するための条件の緩和	本市が立地を助める中国企業(IT、貿易等)に限り、 ①当該規定の条件緩和 ・人員:2名⇒1名 ・雇用形態:常勤⇒非常勤など ・投資額の軽減 又は ②3年間の猶予期間を設ける	北九州市	北九州市国際物流特区計画			

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称	
0530270	起業支援措置のある特区内での投資・経営在留資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	「投資・経営」の在留資格については、経営を行う外国人については、投資の規模として「2人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること」が要件とされている。また、事業の管理を行う外国人については、事業の経営又は管理について3年以上の経験(大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間を含む。)要件が課されている。	C	Ⅲ	投資・経営の在留資格は日米通商航海条約第1条等の規定を受けて相当額の資本を投資した企業の経営者、管理者について、その活動が専門的技術、知識等を要するか否かに関わりなく、入国を認めるものであり、投下した資本が満たない者については、投資要件等の緩和は困難である。就業経験要件については、専門的・技術的分野の外国人労働者を受け入れるという政府の基本方針の下、現在の在留資格は構築された。当該要件はこれを担保するために設けられているものであることから、当該要件の緩和は困難である。	右の提案主体の意見を踏まえ、下記につき検討又は回答された。 ①「投資・経営」の在留資格要件である2名以上の常勤雇用と500万円以上の投資につき、なぜそのような基準になっているのか、その根拠及び考え方を示された。また、500万円以上の投資要件については制度の現状欄に記載がないが、何により規定されているのか、併せて示された。 ②高度人材として想定する範囲につき、17年度中に措置予定の検討内容及びそのスケジュールについて示された。	アジア起業家村構想(国際環境特区)を進めるアジア起業家の育成は、創業時点での投資よりも、将来における投資＝日本での資本形成を期待するというものである。優秀な人材のネットワークづくりが国際競争の重要なファクターになっている今日、制度的にも対応する必要があると考えております。対象起業家はアジア出身者としてアジア経済圏の活力とネットワークを持っていますので、高い成長力が期待できるそうしたアジア人起業家への支援を川崎で行うとともに、行政や支援機関、NPOなどの積極的な関わりにより地域企業との取引機会を拡大することで、地域産業の活性化の一助となるものと考えております。また、川崎をはじめとする京浜臨海部が持つアジア経済圏をにらんだハブ機能を持つことは、川崎の強みであり、アジアの研究開発を先導する日本の新しい産業集積の形成にも貢献することができ、将来的に日本の国益につながるものであると考えます。 今般、会社法が改正され、内閣府においては、投資条件の緩和、例えば、1円株式会社が恒常化されました。こういった投資のハードルを下げることで、活力ある日本の企業社会を築く要件であることが共通認識になっているといえます。経済界においてもすでにディスカウント・キャッシュフロー方式にみられるような株価の設定に基づき、現在赤字でも将来の成長を見込んだ投資市場が認められ、数多くの上場企業が誕生してきている状況もあります。			・在留資格「投資・経営」に係る「2人以上の常勤職員が従事して営まれる規模」の要件は、規模の要件であり、本邦に居住する2人以上の常勤職員が従事して営まれる「規模」が確保されているれば、必ずしも2人以上の常勤職員を雇用することが適合要件となるものではない。そこで、その「規模」を具体的に数値としたのが投資額500万円の要件であり、在留資格「投資・経営」のガイドラインとして通達により措置している。 ・規模の要件は、基準であるとともに「投資・経営」の在留資格に該当するためにも必要であり、日米通商航海条約の定める「相当額の投資」に由来するものである。従って、当該要件を緩和する場合には、平等の観点から我が国だけが行うことは適当でない。 ・また、実務要件は、管理者については、専門的技術、知識を要する業務に従事する外国人を受け入れるとの外国人労働者に関する政府方針に基づき、そのような活動を行うことができる能力を有することにつき実務経験により担保しているものであり、この在留資格における実務要件が10年以上であることとすれば、相当であると考えられる。 以上のことから、当該要件を緩和することはできない。	500万円の基準が設定された背景・要因について説明された。また、日米通商航海条約における500万円の規定が中国などの他の諸国にまで波及する理由を明らかにし、右の提案主体の意見を踏まえ、再度回答された。	ベンチャーの起業は、各種創業支援策(経済産業省、文部科学省等)により国策として推進されております。活発なベンチャーの創業によって新技術の実用化、新商品・サービスの供給、経営手法の改革などが進められれば、雇用の増加、地元等関連企業の取引拡大、税収(固定資産税、事業所税、法人税、所得税、飲食税等)の増加等地域経済及び日本経済の活性化に大きく貢献すると考えられます。 一方、急成長を続けるアジア各国の出身者には、優秀な起業意欲が旺盛な人材が多数見られます。川崎市はこれまで、ベンチャーの起業支援に取り組んできましたが、こうしたアジア出身の人材を積極的に受け入れ、地域経済の活力を加速し、優秀な人材の集積を基盤とするイノベーション環境を形成することは、アジア圏としての一体感が進むなかで、これからの活力ある地域経済を展望するにあたって不可欠の課題であると考えております。 背後地に3300万人の巨大市場を抱え、更には2009年に羽田空港がアジア向け国際空港として開港される予定である川崎市は、そうしたモデルの形成に最適な条件を備えているといえます。	C	Ⅲ	・500万円は、相互に有益な投資を促進するとの精神の下に締結された日米通商航海条約第1条の「相当額」を運用するものであり、投下した資本を維持発展させるため、投資者が自ら来日し又は経営者を派遣するために必要な金額として考えられている。 ・同条約は最恵国待遇の原則を基礎として締結されているところ、投資額の要件を緩和することは、本国において投資活動を行う本邦の企業に不利益をもたらすだけでなく、中国に対して緩和措置を執ることでより米国等からも同様の措置が求められることが想定されるが、あくまでも条約の交渉は政府全体としての総合的な判断により行われることが必要であることから、当該緩和措置をとることはできない。	1228	12281010	①投資額500万円以上で250万円以上を緩和する ②3年以上の経験を経営支援体制の整備によって補充可能とする ③在留期間1年を2年に、3年を5年に延長			川崎市川崎区南渡田地区、THINKINにおいて創業支援を実施。オフィスビル所有者の敷金・礼金等の免除、川崎市による資料助成、NPO法人による経営、生活支援など公民連携によるアジア人起業家の創業支援として実施。アジアの活力・優秀な頭脳の誘致により将来のアジア圏域での研究開発型産業のハブ機能を果たすイノベーション拠点地域を形成する。	神奈川県川崎市、特定非営利活動法人アジア起業家村推進機構	アジア起業家村構想(国際環境特区)
0530280	起業支援措置のある特区内での「技術」「人文・国際」の在留資格による活動の範囲拡大	出入国管理及び難民認定法第20条、別表第1の2	出入国管理及び難民認定法においては、在留資格ごとに本邦において行われることができる活動が定められており、技術、人文・国際業務に係る活動を行っている者が経営に係る活動を行うためには、在留資格の変更の許可を受ける必要がある。	C	I	外国人研究者受け入れ促進事業においては、産学連携が図られる地域において行われる研究活動をベンチャービジネスの展開につなげるといった構想が認められたため、特例措置を設けたものであるが、このような特例の必要性がないにもかかわらず、異なる在留資格を一つの特区内で行うことを認めることは困難である。	右の提案主体の意見を踏まえ、「技術」「人文・国際」の在留資格を有する者が、資格外活動の許可を得ることにより、提案主体の求める「投資・経営活動」を行うことは可能なのか、明らかになりたい。	「技術」「人文・国際」の在留資格の緩和に関し、「特段の必要性がないにもかかわらず」とのご指摘ですが、昨年、市が導入したアジア起業家村支援措置(「昇算社」)には応募が多数あり、直ちに3社の入居を決定した状況です。その後も、本年度の制度適用の申込み、打診が相次いでおり、今後の見直しについても、昨年、市が行った調査でも、在日留学生、商OBの川崎での起業意欲は極めて高く、日本人の起業意欲と好対照をなしております。 ベンチャーの起業は「大学発ベンチャー1000社構想(平沼プラン)」、各種創業支援策(経済産業省、文部科学省等)により国策として推進されております。ベンチャーの創業により新技術の実用化、新商品・サービスの供給、経営手法の改革、雇用の増加、地元等関連企業の取引拡大、税収(固定資産税、事業所税、法人税、所得税、飲食税等)の増加等地域経済及び日本経済の活性化に大きく貢献すると考えられます。 川崎は東京、NIEC、味の素などグローバル企業の発祥の地であり、かつ、現在もこれら企業の技術開発拠点でもあります。また、背後地に3300万人の巨大市場を抱え、更には2009年に羽田空港がアジア向け国際空港として開港される予定であり、このように川崎は新たな産業の創出、特にアジアでの投資を取り込み、ベンチャーの起業を集中的に行うのに最適な条件を備えていると言えます。このようなポテンシャルとアジア出身の優秀な起業意欲が旺盛な人材を結びつけ、適切な支援策を実施することにより、前述の効果を川崎で実現することをアジア起業家村構想は目指しております。川崎でモデル的に成功を収めれば、似た条件をもつ全国の産業再生を進めなければならない地域にも適応が可能となり、日本経済の再生に大きく貢献するものと確信いたします。		・我が国の出入国管理制度は、外国人の在留目的に応じた在留資格を決定し、ひとつの在留資格に対して一定の在留活動が認められる在留資格制度をもとに構築されていることから、ひとつの在留資格に対するような措置をとることはできない。 ・「技術」「人文・国際」の在留資格を有する者が、同在留資格に応じた本来の活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動を行う場合において、相当と認められれば、資格外活動許可を受け、その条件の範囲内で投資は可能であるが、その在留の主目的・実態が「投資・経営」等他の在留資格に該当する場合には、「在留資格変更の手続きが必要となる。	提案主体が想定する右のケースにつき、対応可能かどうか明らかにされた。	ベンチャーの起業は、国策として推進されており、活発なベンチャーの創業は、地域経済及び日本経済の活性化に大きく貢献することが期待されます。 急成長を続けるアジア各国の出身者には、優秀な起業意欲が旺盛な人材が多数見られ、適切な支援を実施することによって、新技術の実用化、新商品・サービスの供給、経営手法の改革などにおいて、我が国への貢献を期待できる事例も多く見られます。この点から言えば、研究者によるベンチャー創業に対する支援と同趣旨の意義・必要性を有しております。また、そのことは「技術」による在留者にとどまらず、「人文・国際」の在留者においても、事業としては研究開発・技術開発をベースにした事例があります。 こうした点を踏まえ、「技術」「人文・国際業務」の活動内容について、検討を再度要請いたします。 また、現行制度下において、「技術」「人文・国際業務」資格者が、次のような場合に、企業の経営活動や管理活動を行うことができるのかどうかについて、御教示願います。 ケース1:これまで「技術」「人文・国際業務」の在留資格により働いていた外国人が、新たに日本人投資家(あるいは「投資経営」の基準を満たす外国人投資家)と共同出資して会社を設立し、同社で経営に従事するとともに、在留資格「技術」「人文・国際業務」に該当する活動を行う場合 ケース2:いわゆる社内ベンチャー制度の一つとして、親会社とともに資本金を共同出資して子会社(ベンチャー会社)を設立し、所属している親会社に在籍したまま子会社への取締役役に就任して経営に従事するとともに、在留資格「技術」「人文・国際業務」に該当する活動を行う場合	C	I	・外国人(外国法人を含む)が500万円以上出資している本邦の事業については、その外国人自身又はその代表者が経営管理に従事する場合に限って在留資格「投資・経営」の対象となり、その場合は入管法別表第一の二の表の「投資・経営」の項の下欄の括弧書きにより、技術、人文・国際・国際業務の在留資格を取得することはできないが、同括弧書きにより、他の在留資格の活動とされている、自然科学の分野に属する技術・知識を要する活動を行う場合や人文・国際業務の分野に属する知識又は外国の文化に基盤を有する思考者としての感受性を要する業務に従事する場合は、基準省令に適合することを前提として、それぞれ技術、人文・国際業務の在留資格の対象となる。 例えば、当該外国人(以下「本人」という。)の出資額が500万円に達していなかったり、あるいは、外国人の投資額が500万円以上であっても、本人が利益代表者としての活動をしていない等、「投資・経営」の在留資格の該当性がない場合でも、次のような場合には、当該在留資格ごとに定める基準省令に適合することを前提として「技術」(又は「人文・国際業務」)の在留資格で企業の経営活動や管理活動を行うことができる。	1228	12281020	「研究者」資格の投資・経営活動の許可に準じて、特区内の特定施設に立地する「技術」「人文・国際」資格者においても投資・経営活動を許容する			川崎市川崎区南渡田地区、THINKINにおいて創業支援を実施。オフィスビル所有者の敷金・礼金等の免除、川崎市による資料助成、NPO法人による経営、生活支援など公民連携によるアジア人起業家の創業支援として実施。アジアの活力・優秀な頭脳の誘致により将来のアジア圏域での研究開発型産業のハブ機能を果たすイノベーション拠点地域を形成する。	神奈川県川崎市、特定非営利活動法人アジア起業家村推進機構	アジア起業家村構想(国際環境特区)	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称	
0530330	外国人の永住許可の適用要件の緩和	-	永住許可については、引き続き10年以上本邦に在留していることが要件とされており、また、外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者については当該在留実績について5年以上とされているが、505における要件を満たす場合については、当該在留実績につき3年以上とする。	C	IV	505については、「構造改革特別区域基本方針」(平成15年1月24日閣議決定)において、単独で行われるものでなく、他の特定事業と併せて実施されることとされており、当該特定事業が全国展開により消滅した場合においては、505の適用は認められない。	右の提案主体の意見を踏まえつつ、下記2点につき回答された。 ①505の要件である「他の特定事業と併せて実施される」の何らの限定もなく、他府省庁管のものも含め、どの特定事業でも可と解してよい。 ②特区計画に位置づけられていた特定事業が全国展開された場合であっても、別の新たな特定事業を位置づければ適用可と解してよい。	・本要望は、現在、単独では行えないものを、その規制を緩和して単独でも行えるようにしたいという趣旨で要望したもので、本回答では、どうしてその規制が緩和できないかの明確な根拠が示されていない。			各府省庁からの再検討要請に対する回答 ・特定事業505については、他の特定事業を促進する従来の事業である。これは、特定事業が、評価委員会での評価を受けて弊害がなければ全国展開することを想定されていることから、主となる特定事業の効果をいち早く発揮させることを目的として、特定事業に限って永住許可要件を緩和し、505を他の特定事業を促進する従来の特定事業として行うこととしたものである。よって、主となる特定事業が全国展開等により特定事業でなくなった場合や特区計画がなくなった場合には、特定事業505のような付随的特定事業は主となる特定事業を失うため、適用することはできず、外形上特定事業と類似するだけでは505を適用することはできない。 ・主となる特定事業については、504や505のような、他の特定事業と併せて実施されることが想定されているような他の特定事業を促進する付随的特定事業以外の特定事業であり、かつ、特区別表に掲げる他の要件を満たすものであれば、適用は可能と考える。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度回答されたい。	・貴省の回答では、「特定事業505については、...、主となる特定事業の効果をいち早く発揮させることを目的として、特定事業に限って永住許可要件を緩和し、...」とあるが、許可要件の緩和であれば、このような目的のほかにも、研究活動の促進やそれに伴う産業の集積、情報処理産業の集積を目的として、再構成することも可能ではないか、他の目的では要件緩和をできないのは如何なる理由によるものか、ご教示いただきたい。 ・特区が規制の特例措置の全国展開により、特区でなくなったとしても、当該地域の産業構造等には変わりなく、特区認定の手続きが不要となっただけで、要件緩和等の措置により、特区であったときと同様の事業が実施できるものが通常と思われるが、特定事業504の優先処理がその対象とならないのは理解できるものの、特定事業505の要件緩和が受けられなくなり、外国企業の定着を促進することができないことに関しては、なお検討の対象となり得るものと思われる。特区であるときと同様の条件を満たす場合であっても、新たな特定事業として再構成できず、弊害が生じることであるならば、どのような問題があるのか、ご教示いただきたい。	1196	11961020	「特定事業等にかかる外国人の永住許可強化事業」において、他の特定事業と併せて実施されるものとする要件をなくし、特区内に特定の分野に関する研究のための活動の中核となる施設が所在し、かつ、当該施設を周辺に当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う施設が相対的に集積するものを見込まれる場合、又は特区内に情報処理産業に属する事業を行う相当数の事業所及び当該事業に必要な高度な教育・研究を行う大学等が所在し、かつこれらの連携により特区内の情報処理産業の発展が相当程度見込まれるものとする。この全国展開により既に特定事業ではないものについても、本事業505の特例措置を適用することは、構造改革特区制度の趣旨にそぐわないことにも、上述の評価委員会における意見及び構造改革特区推進室における見解にも反するものであることから、認められない。以上のことから、当該措置をとることはできない。			「特定事業等にかかる外国人の永住許可強化事業」において、他の特定事業と併せて実施されるものとする要件をなくし、特区内に特定の分野に関する研究のための活動の中核となる施設が所在し、かつ、当該施設を周辺に当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う施設が相対的に集積するものを見込まれる場合、又は特区内に情報処理産業に属する事業を行う相当数の事業所及び当該事業に必要な高度な教育・研究を行う大学等が所在し、かつこれらの連携により特区内の情報処理産業の発展が相当程度見込まれるものとする。この全国展開により既に特定事業ではないものについても、本事業505の特例措置を適用することは、構造改革特区制度の趣旨にそぐわないことにも、上述の評価委員会における意見及び構造改革特区推進室における見解にも反するものであることから、認められない。以上のことから、当該措置をとることはできない。			「外国人研究者受入れ促進事業」及び「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」が全国化されたことも、同等の要件を満たす場合に、引き続き在留実績の要件を緩和し、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の永住を容易にし、地域における研究活動及び情報処理産業に属する事業を積極的に実施できるようにするもの。	福岡県、飯塚市	飯塚アジアIT特区
0530340	在留資格「短期滞在」で入国する外国人舞台芸術家等が行う国際文化交流公演に対する謝礼支払いの容認	出入国管理及び難民認定法第19条、別表第1の3	「短期滞在」の在留資格をもって在留する者は就労することは認められていない。	C	I	芸術家が芸術上の活動又は興行形態で行う活動を目的として入国・在留する場合は、「芸術」又は「興行」の在留資格を取得すべきである。	右の提案主体の意見を踏まえ、出入国管理及び難民認定法第9条第1項第1号の「業」の解釈を示されたい。反復継続して行われるものでなく、謝金を受け取るだけのものでは「業」に該当しないと考える。提案主体は「公演は3回まで」としているが、それでも「業」に該当することになるのか、併せて示されたい。	「就労」であるとの指摘については、想定している外国人芸術家は、本邦での活動で受けた報酬をもって中長期的に滞在することを目的としておらず、短期的に滞在し2.3回程度の公演を行うのみであることから、「就労」とは思いがたくと考える。 また、「興行形態で行う活動」の指摘については、想定している演劇祭は大部分が国・県等の補助金等で運営されており、その公益性・芸術性は極めて高く、入場料収入により報酬を得るといふゆる「興行」性は極めて低いと考える。このことから、芸術家が短期的に滞在し、文化交流目的の公演を2.3回程度行い報酬等を受けるとは、「興行」や「就労」には該当しないとの解釈を適速等により示し、「短期滞在」での入国を認めていただきたいと考える。 なお、在留資格「興行」において問題事例が発生していることから、著名な芸術家等であっても、「在留資格認定証明書」申請の際に一律に経歴書等の書類提出を求められるため、芸術家等の理解を得る事に苦慮している。現行制度では、芸術家が短期的に滞在し芸術文化活動を行う場合に適当な在留資格が無い場合、これに対応する新たな在留資格を創設すべきであると考える。	・在留資格該当性は、入国目的と我が国において行う活動の内容から判断されるものであって、滞在予定期間のみにより判断されるわけではない。 ・入管法第19条の「業として...」は、反復継続して又は反復継続する意思を有して行うことを意味し、参加回数だけでなく、当該外国人の入国目的及び実際に我が国において行おうとする活動の内容を含め総合的に判断されるものである。なお、入管法施行規則第19条の2では、催物への参加、映画又は放送番組への出演その他これに類似する活動に対する謝金等は資格外活動の対象となる報酬には含まれないとしている。 ・「短期滞在」をもって在留する者には、競技金、コンテスト等にアマチュアとして参加しようとする者(参加者がアマチュアで報酬を受けない場合を含む)が含まれるが、主催者が負担する渡航費、滞在費及び入賞者に対する商品等は、報酬とは扱われない場合が多いが、出演しようとする催物が興行に該当する。すなわち、「見物人を集め、入場料をとって出演者に支払われるかどうか(ただし、入場料をとるといふ形式をとっているという点。)演劇、演奏、演奏、見せ物などを催すもの」であれば、出演者は在留資格「興行」により入国する必要がある。 ・本提案にいうフェスティバルは興行の形態をとっていることから、非就労活動を対象とする短期滞在の在留資格により入国在留することを認めることはできない。 ・入国しようとする外国人の経歴等は在留資格該当性の判断に必要であり、経歴等の提出を一切不要とすることはできない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度回答されたい。	・在留資格「興行」に係る上陸許可基準については、「申請人が我が国の国若しくは地方公共団体の機関、我が国の法律により直接に設立された法人等に招聘される場合」に、「申請人が月額二十万円以上の報酬を受けると」され、基本省令への適合性の判断の前提として資格該当性を判断する必要があるが、業績等を記載した経歴書の提出は当該活動を行うことができないこと(例えば、外国人が、本邦で行おうとする興行活動を行うことができる能力や技術を有していること等)を確認する上で不可欠であり、地方公共団体が身元保証を行うとしても、当局が当該外国人の資格該当性を判断する必要があることから、当該資料の提出を不要とすることはできない。	1251	12511050	特区で開催する国際文化交流を目的とした演劇祭等に招聘された舞台芸術家や舞台芸術団体にに対し、公演の謝礼を支払う場合、その公益性に着目し、これを就労とみなさず、本邦在留の間認められ「業として行うものではない臨時の報酬その他の報酬を受ける活動」と解し、「短期滞在」での在留資格を認める。 (要件) 1.申請人が国若しくは地方公共団体の機関又は、我が国の法律により直接に設立された法人等に招聘され、かつ都道府県知事が招待状(招待状)を発行すること。 2.本邦滞在期間が短期であり、かつ、特区での公演が3公演以下である			特区で開催される世界演劇祭「利賀フェスティバル」等に海外から一流の舞台芸術家や舞台芸術団体を招聘する。文化交流が目的であることから、公演は3回までとし、謝礼を支払う場合であっても、在留資格「短期滞在」で入国して行うものとする。これにより、従来、大変な手間と時間がかかり、取りやめになる事例も多かった舞台芸術家等の招聘を容易にし、世界一流の舞台芸術による国際文化交流を推進する。	富山県、南砺市	舞台芸術特区TOGA					
0530350	在留資格「興行」にかかる「在留資格認定証明書」交付申請手続きの簡素化	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	入国審査に際し、上陸許可基準を満たしていることを裏付ける資料の提出が必要となっている。	C	III	在留資格「興行」においては、問題事例も発生しているところであり、要請に係る要件の緩和は困難である。高い芸術性を評価され招聘されるような芸術家等であれば、経歴書等の資料についても、過去の実績等から問題なく作成、提出できるはずである。	右の提案主体の意見を踏まえ、在留資格「興行」を交付申請する際に受け入れ機関等が申請書類の作成等を代行することは可能か回答されたい。	本提案で前提としているのは、特区内で開催される世界演劇祭等に参加し、芸術性の高い舞台芸術公演による国際文化交流を行うために来日する外国人である。 国若しくは地方公共団体の機関又は、我が国の法律により直接に設立された法人が招聘し、国・県等の委託金・補助金等を中心に運営されている演劇祭等に参加するものであり、貴省が懸念される問題が発生することにはつながらない。 また、「在留資格「興行」において問題事例が発生しており、規制緩和できない」とのことであるが、著名な芸術家等が短期的に滞在し文化交流公演を行う等の芸術文化活動を、在留資格「興行」としている結果として、一律に経歴書等の厳重な書類提出を求めることとなり、国際的に理解を得がたく、問題があると考えられる。芸術家の短期的な芸術文化活動に対応する新たな在留資格を創設すべきである。 それが不可能または必要が無いとするならば、招聘する芸術家等の在留資格認定証明書交付申請にあたって、地方公共団体又は我が国の法律により直接に設立された法人が身元保証する等を条件に、在留資格認定証明書申請に添付する個々の経歴書を不要とさせていただきたいと考える。	・経歴書等申請に係る書類の作成については、受入れ機関において作成することは可能である。 ・入国しようとする外国人の経歴等は在留資格該当性の判断に必要であり、経歴等の提出を一切不要とすることはできない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度回答されたい。	本提案で前提としているのは、特区内で開催される世界演劇祭等に参加し、芸術性の高い舞台芸術公演による国際文化交流を行うために来日する外国人である。また、県の機関又は、我が国の法律により直接に設立された法人が招聘し、国・県等の委託金・補助金等を中心に運営される演劇祭等に参加するものである。「第2次提案募集の京都市の提案(0500290)への貴省の回答にもあるとおり、申請人が我が国の国若しくは地方公共団体の機関、我が国の法律により直接に設立された法人等に招聘される場合」に、「申請人が月額二十万円以上の報酬を受けると」の基準に適合している場合は在留資格認定証明書を交付することができることとされている。このことから、現行でも、地方公共団体等に招聘される場合は在留資格認定証明書交付申請書様式中の「申請人の資格・経歴」欄の記入は不要とされている。にもかかわらず、添付資料として、法施行規則第6条の2第2項により、一律に経歴書が資料として要求されている。 上陸許可基準に基づき記入不要とされている事項について資料提出を求めることには合理的理由がないと考えるので、経歴書の提出を不要とされたい。 なお、不要とすることが不可であるとするならば、「申請人が我が国の国若しくは地方公共団体の機関、我が国の法律により直接に設立された法人等に招聘される場合」には、知事的身元保証を条件に、在留資格認定証明書に添付する経歴書を不要とすることについて再度検討をお願いしたい。	1251	12511060	特区で開催する国際文化交流を目的とした演劇祭等に舞台芸術家や舞台芸術団体(劇団等)を招聘する場合、劇団員の在留資格「興行」に係る「在留資格認定証明書」の交付申請を行うが、申請に必要な添付書類のうち経歴書を不要とする。			入国管理局への在留資格「興行」での在留資格認定証明書交付申請手続きの際、経歴書の添付を不要とする。これにより、従来、大変な手間と時間がかかり、取りやめになる事例も多かった舞台芸術家等の招聘を容易にし、世界一流の舞台芸術による国際文化交流を推進する。	富山県、南砺市	舞台芸術特区TOGA					

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
0530360	学業が修了した外国人留学生在の在留期間の延長及び資格外活動許可の制限緩和	出入国管理及び難民認定法第19条、別表1の4、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	外国人留学生在が、大学卒業後も日本での就職活動を希望し、かつ、大学からの推薦がある場合には、学業終了を限度として、在留資格「短期滞在」に在留することができるとしている。	C	III	左記措置においても、学業は既に修了していることから、在留資格「短期滞在」が付与される制度となっており、在留資格「留学」としての在留は認められていない。なお、短期滞在にしても、留学期間においても、働くことを目的とした在留資格の者については、資格外活動の許可を緩和することは、事実上の外国人労働者として活動することを認める結果となり、外国人労働者の受入れ政策に適合しない。	留学生在が起業をめざす場合、卒業後に一定期間の起業準備を行ったうえで、会社設立等に踏み切るケースが多いと想定される。この間、生活費を得るための活動は通常の生活行為の範囲内である。但し、ご指摘のとおり、いわゆる外国人労働者との区別が明確でないことから、今回の提案では「起業を目的とし、地域のインキュベーションセンターに入居し、起業支援のステップに準拠した活動を行っている」ことを要件に加え、通常の就職活動に準じたものとして、在留期間の延長(最長1年まで)および、この期間の有償インターンシップを考慮して、資格外活動許可の提案を行ったものである。留学期間に「日本」を選択してやってきた学生が、帰国後に日本嫌いになるということもよく聞かれます。それは、滞在ビザや就職支援等で、外国人を受け入れる環境が整っていないことがその要因のひとつにあげられています。今後、少子高齢化社会に遷移する日本にととて、外国人労働者の受入れは不可欠のものとなりますが、特に「起業」という手段で国際ビジネスに取り組もうとする優秀な留学生在を支援できる環境づくりは急務だと思われま。優秀な外国人起業家育成のための環境整備といった観点において、本特例を再考願いたい。				・就職活動のための滞在は在留資格「短期滞在(90日)」が許可される。同資格は、比較的簡単な審査によって得られる在留資格であることから、期間更新については「回限り」とし、最長180日となっている。 ・起業を目的とし、地域のインキュベーションセンターに入居し、起業支援のステップに準拠した活動を行っていることとあるが、1年も必要な理由、起業支援のステップに準拠した活動の内容が具体的にない。仮に、1年間のプログラムであるとして、その間の生活費等の支弁方法、労働保険や社会保険等の社会保障制度及び納税の関係などについての具体策がまったく示されていないことから、外国人をこのような不安定な位置付けで長期にわたりに在留させることはできない。 ・外国人留学生在を卒業後に企業家として育成したいのであれば、その身分保障の観点からも、在留資格「短期滞在」という短期の滞在を目的とした在留資格ではなく、地元企業等からの支援を受けて同社と雇用契約を交わす等して在留資格「人文知識・国際業務」等への変更許可を受け、社会的身分を安定させた上でインターン実習を通して起業支援を行うとともに起業資金を獲得させる等の方法をとることが適当である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度回答されたい。	学業を修了した外国人留学生在の起業を支援するケースでは、起業に関してのより実践的な知識の習得ならびにスキルアップを目的としたインターンシップ活動、また起業資金の準備等で、卒業後に短期滞在の180日を超える準備期間が必要となるケースが想定される。これに関して、短期滞在というよりも、むしろ雇用契約による社会的身分の保証を考慮すべきというご提案ですが、例えば地域のインキュベーションセンター自身が支援企業として卒業後の留学生在と雇用契約を結ぶというケースにおいては、実質的にインキュベーション施設の支援を受けながら、上述のような起業準備を行うことが可能となる。このケースにおいては、「留学期間」から「人文知識・国際業務」への在留資格の変更が認められる、という認識でよい。	C	III		1281	12811010	学業が修了した外国人留学生在について、起業準備のために180日間を超えた在留期間を認められる。また、この期間内の資格外活動許可の制限を緩和し、企業での有償インターン実習等、実際の仕事を通じて起業をめざす機会が得られるようとする。	学校法人エール学園(特活)地域財オアケション会議	アジアで活躍する留学生在起業家の育成支援プロジェクト		
0530370	学業が修了した外国人留学生在が日本で起業する際の在留資格の取得要件緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「投資・経営」の項	「投資・経営」の在留資格については、経営を行う外国人については、投資の規模として、「2人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること」が要件とされている。また、事業の経営又は管理を行う外国人については、事業の経営又は管理について3年以上の経験(大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間を含む。)要件が課されている。	C	III	「人文知識・国際業務」、「技術」の在留資格は、目的・対象が全異なり、企業準備のための在留資格とすることは認められない。	この提案は、「投資・経営」の在留資格についての必要要件の緩和を要請するものであり、目的としては外国人の日本でのスタートアップの起業を奨励するものである。具体的には、日本での1円起業のように、初期投資の規模および事業経験等を問わないかわりに会社設立およびその要件での在留資格が検討できないかという趣旨の提案である。例として、「人文知識・国際業務」、「技術」の在留資格での拡大解釈を提案したものであるが、これが適さないようであれば、本提案の趣旨をご勘案いただき、会社設立の必要要件を緩和したる在留資格の代替案を提示していただけないだろうか。		500万円の基準が設定された背景・要因について説明されたい。また、日本と通商航海条約における500万円の規定が中国などの他の諸外国にまで波及する理由を明らかにし、右の提案主体の意見を踏まえ、再度回答されたい。	・在留資格「投資・経営」に係る「2人以上の常勤職員が従事して営まれる規模」の要件は、規模の要件であり、本邦に居住する2人以上の常勤職員が従事して営まれる規模を指している。 ・2人以上の常勤職員を雇用することが適合要件となるものではない。そこで、その「規模」を具体的に数値としたのが投資額500万円の要件であり、在留資格「投資・経営」のガイドラインとして通達により措置している。 ・規模の要件は、基準であるとともに「投資・経営」の在留資格に該当するために必要であり、日本と通商航海条約の定める「相当額の投資」に由来するものである。従って、当該要件を緩和する場合には、平等の観点から我が国だけが行うことは適当でない。 ・また、実務要件は、管理者については、専門的技術、知識を要する業務に従事する外国人を受入れることと外国人労働者に関する政府方針に基づき、そのような活動を行うことができる能力を有することにつき実務経験により担保しているものであり、他の在留資格における実務要件が10年以上であることと比べれば、相当であると考える。 以上のことから、当該要件を緩和することはできない。なお、当該500万円については、一旦投資された後、回収されずに継続的に投資されればよいこととして、ファンド投資については、出資者の意思ではなくファンド(運用者)の意思により投資されているもの(間接投資)であることから、実質的に当該外国人が出資しているとはいえず、認められないと考える。	この提案は、外国人留学生在の日本での起業を奨励し、より低いハードルでの起業が可能となるような特例措置を要請するものである。 日本においては、最低資本規制特例制度の施行、そして恒久的な廃止という流れの中で、この特例を利用した起業が2万社を超えたとし経済産業省の報告がある。こうした経済動向にあっては、外国人の「投資・経営」在留資格のみが旧態依然として500万円以上の投資額を必須とするという条件は、昨今の多様化する会社形態と照らし合わせてもほとんど根拠がなく、政府の方針としても著しく整合性を欠くものといわざるを得ない。 これに関して、既存の「投資・経営」在留資格についての要件緩和が困難であるということなら、より現実的に即したる在留資格を新設する等の代替案を示していただけないか。例えば、「起業」という滞在資格を新設し、日本の最低資本規制の特例と同等の要件については、外国人留学生在においては、同社の設立が可能となるような要件に緩和すること、かつとも500万円にこだわらなければ、これを5年という猶予期間で達成する、というのではいかか。 本提案の趣旨を理解され、実現可能な具体策を示していただきたい。	C	III	・500万円は、相互に有益な投資を促進するとの精神の下に締結された日米通商航海条約第1条の「相当額」を適用するものであり、投下した資本を維持も置かざるため、投資者が自ら来日し又は経営者を派遣するために必要な金額として考えられている。 ・同条約は最惠国待遇の原則を基礎として締結されているところ、投資額の要件を緩和することは、米国において投資活動を行う本邦の企業に不利益をもたらすだけでなく、中国に対して緩和措置を執ることにより米国等からも同等の措置が求められることが想定されるが、あくまでも条約の交渉は政府全体としての総合的な判断により行われることが必要である。	1281	12811020	学業が修了した外国人留学生在が日本で起業する際の在留資格の取得要件を緩和し、スタートアップからのスタートを可能とする。	学校法人エール学園(特活)地域財オアケション会議	アジアで活躍する留学生在起業家の育成支援プロジェクト				
0530380	外国人留学生在が在留期間中に会社を設立する際の「留学」在留資格の保持	出入国管理及び難民認定法別表1の4	在留資格「留学」として在留する外国人が収入を伴う事業の運営する活動又は報酬を得る活動を行う場合は、資格外活動許可が必要。同許可を得た場合は、「資格外活動許可書」に記載された「新たに許可された活動の内容」の範囲内で行うことが可能。	C	III	「留学」の活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動を行う場合は、現行の規定に基づき、相当と認められるときは、資格外活動許可を受けることが可能である。	貴省回答にある「『留学』の活動の遂行を阻害しない範囲」とは「相当と認められるとき」とはそれぞれどういう状況であればこれに該当するのか、回答されたい。また、右の提案主体の意見について、回答されたい。	会社の設立如何は、留学生の資格外活動許可の要件ではないという認識でよい。また、「現行の規定に基づき、相当と認められる」のは、収入の額の問題ではなく、あくまで資格外活動(事業運営)に係る物理的時間の問題であるという認識でよい。すなわち、「日本に在留する外国人留学生在が行う週28時間を超えるインターンシップの活動(週40時間の有償のインターンシップ活動)も、個別の資格外活動許可を取得することで対応が可能」という認識でよい。		・「相当と認められる」かどうかは、申請人が現に許可されている本来の活動内容と新たに許可を受けようとする活動内容とを総合的に勘案して判断しており、単に物理的な時間の問題だけで決定されるわけではなく、収入額の多少は判断の一要素に過ぎない。 ・留学生については、夏休学期間等長期休暇中を除き、週40時間までの資格外活動許可を認めている例がある。 ただし、我が国に勉学を目的として入国している留学生在が在学中に会社の設立を行うということは、そもそも在留資格「留学」への該当性が失われている可能性があるという懸念がある。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度回答されたい。	大学の専攻科においては、「起業家養成学科」という学科・コースを備えるところが増えており、もちろん留学生もその対象であり、起業家として必要な知識の習得とスキルアップがここではまさに勉学の目的と捉えられている。また、文部科学省、厚生労働省が提唱する「日本版デュアルシステム」においては、教室での講義に加え、有償・無償のインターンシップによる職場実習を有効な学習カリキュラムとして組み入れるよう奨励されている。 この提案では、上述の「日本版デュアルシステム」の趣旨に沿ったカリキュラム編成の中で、勉学の目的に適合した「週28時間を超える有償インターンシップ」、さらにその延長線上の教育実践として「在学中に会社設立を行う」ケースを想定したものである。この場合、在留資格「留学」の要件として「週40時間の有償インターンシップ」および「在学中の会社設立」は、当然認められる範囲であることを確認するものである。「可能性」や「懸念」では判断ができないので、これに関しての明確な回答をいただきたい。	C	III	・在留資格に係る活動内容については、入管法に規定する在留資格に応じて決定されるものであり、「日本版デュアルシステム」等における「在学中に会社設立を行う」カリキュラムに参加することにより、在留資格「留学」において会社設立等の活動が認められるものではない。 ・そもそも留学生については、我が国における勉学を目的としている者であるところ、例外的に「留学」の活動を阻害しない範囲内で資格外活動を認められているものであり、事業の経営を行う活動又は事業の管理に従事する活動を行う場合には、「投資・経営」の在留資格の申請を行う必要がある。	1281	12811030	外国人留学生在が在留期間中に会社を設立する際、一定の報酬が発生し、これによって個別の資格外活動許可を取得することも「留学」の在留資格を保持できるものとする。	学校法人エール学園(特活)地域財オアケション会議	アジアで活躍する留学生在起業家の育成支援プロジェクト			

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
0530390	大学に在学する留学生がアルバイトに従事する時の資格外活動許可時間の規制緩和	出入国管理及び難民認定法第19条	留学生に対しては、一般的に、申請があった場合に、週28時間を超えない範囲内で、資格外活動に係る包括許可を与えている。	D-1		留学生に対する包括的資格外活動許可の要件をこれ以上緩和することは、留学生が事実上労働者となることを認めるものであり、外国人労働者の受入れ政策に適合しない。雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにして個別の申請を行った場合には、その活動内容を審査した上で問題がなければ、本来の活動を阻害しない範囲内で週28時間を超える資格外活動を認められる場合がある。	貴省回答にある「活動内容を審査した上で問題がなければ」とあるが、どのような基準を満たせばという条件の下、週28時間を超える資格外活動が認められるのか、審査基準を示されたい。			D-1	-	「相当と認められる」かどうかは、申請人が現に許可されている本来の活動内容と新たに許可を受けようとする活動内容を総合的に勘案して判断しており、単に物理的な時間の問題だけで決定されるわけではなく、収入額の多少は判断の一要素に過ぎない。 ・留学生については、夏季休暇期間等長期休暇中に限り、週40時間までの資格外活動許可を認めている例がある。	「総合的に勘案して判断」とあるが、具体的な審査基準を明らかにされたい。		D-1	-	・留学生の資格外活動の許可に係る審査に当たっては、「再検討要請に対する回答」にも記載しているとおり、申請に係る活動に従事することにより現に有する在留資格に係る活動が妨げられないこと等につき総合的に判断を行っているものであり、具体的な申請については地方入国管理局に相談されたい。	1302	13021010	大学学部在籍する外国人留学生の資格外活動(アルバイトに従事する場合)は、現在1週間28時間以内(当該学校の長期休業期間中は1日8時間以内)で認められているが、この規制を1週間35時間以内に延長する。	21世紀は観光が日本のリーディング産業の時代になると言われており、県内では静岡空港の開港が間近に迫っており、今後アジア圏の住民を中心に富士山を身近に持つ当地域への外国旅行者の増加が予測される。(資料1・2)当市は、富士、箱根、伊豆の玄関口に位置しており、地の利に対して地域独自の歴史・文化・芸術・観光・温泉・物産・イベント等の情報を発信し、双方両性を生かしたきめ細かい情報提供、予約、物産販売等の仕組みづくりが求められている。今後、富士・箱根・伊豆地域の観光国際化を推進し、外国人観光客の受け入れ体制の充実を図るとともに、国民ニーズ、旅行形態の多様化に対応するため、三島駅北口に建設予定の日本大学複合型ビルの中に静岡県東部地域の観光拠点となる総合案内所を包括した観光インフォメーションセンターを設置する。今後日本大学国際関係学部との連携により、英語・中国語・韓国語・ドイツ語・スペイン語等の圏域(資料3・4)からの旅行者への言語を含む窓口配置(コールセンター)やトラブル、救急医療や相談対応、各種の風俗・食習慣・宗教等の紹介と留意点等のガイドを行う。日本大学には、約100人を超える留学生がおり、富士、箱根、伊豆の観光地、観光施設とコールセンターをつなぐことで早朝、夜間の時間帯を学生が対応するようシステム化を図る。このため、早朝2時間、夜間の5時間、週5日制として外国人留学生の就業時間を28時間を35時間に延長するため提案する。本来学生は勉学が本分であるので、拘束時間中であっても、朝食、宿題がなければ勉学、読書も可能となる。	静岡県三島市	観光振興による地域活性化留学生活用特区